

嘱託警察犬審査要領

(捜索救助犬の部)

1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士は、暴力団活動等の反社会的行為がなく、善良な社会人であること。
- (4) 指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の連絡に応じられる体制が確保できること。
- (5) 捜索救助犬は、突発的かつ迅速な出動を必要とすることから、出動受諾から速やかに出動できる体制が確保できること。

2 審査実施要領

- (1) 現場設定は、指定範囲2箇所（段ボール箱配置箇所及び雑草地）に、仮想行方不明者を配置して捜索を行うこと。
- (2) 指導士は、設定状況を確認できない位置で待機し、係員の指示により審査犬とともに捜索開始位置（指定範囲の外直近）に移動して、同所から引綱を離し、口頭・動作のみの遠隔指示で捜索を行うこと。
- (3) 指導士は、審査犬が不明者を発見したポイント（発見場所で「吠える」等の明確なポイント）を示した場合に係員に申し出ること。（その後、捜索隊役の係員が不明者の存在を確認します。）
- (4) 捜索の所要時間は捜索範囲1箇所につき5分間とする。
- (5) 審査犬が、捜索範囲を大きく逸脱した場合は、審査を中止させる場合がある。
- (6) 不明者発見時における審査犬のポイント動作は、競技実施前に申告すること。
- (7) 不正と認められる状況を確認した場合は失格とする。

3 採点方法

服従態度、捜索意欲、正確度及び告知動作等について採点し、発見した不明者数に応じて得点を与える。

得点は、各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

4 嘱託の合否

嘱託警察犬審査委員会において、

- 審査会における得点
- 嘱託警察犬の地域的バランス
- 指導士の出動体制
- 審査犬の実績

等を勘案して合否を決定する。